

大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例逐条解説

【前文】

私たちのまち大和市には、子ども、大人、障害のある人、外国籍の人などを含め多くの市民が暮らしています。市外からの通勤や通学などによる広い意味での市民もいます。そこには、市民の数だけ多様な「私」がいて、多様な価値観があります。大和市は、それらを互いに受け止め、認めあえる、誰もが自由に健やかに過ごせる地域社会でありたいものです。

一人ひとりの暮らしの中には、「私」だけの問題からみんなの問題へと、「公共」の領域へ^{ひろ}広がっていくものがあります。そのような問題を、私たちは長い間、行政だけに^{ゆた}委ねてきました。その反省から、この10数年、福祉や環境、教育、国際交流など「公共」の領域に参加する市民や市民団体が急速に増えてきました。事業者も、地域に役立つ活動や市民との連携に目を向け始めています。

行政により担われていた「公共」に、市民や市民団体、そして事業者も参加する時代が来ています。「私」を大切にするために様々な選択肢があることが普通のことになってきました。

このように、多様な価値観に基づいて創出され、共に担う「公共」を、私たちは「新しい公共」と呼びます。

市民、市民団体、事業者それぞれが所有する時間や知恵、資金、場所、情報などを出しあい、社会に開けば、それはみんなのもの「社会資源」になります。行政も自ら資源を開き、「社会資源」の形成に参加することが求められます。市民、市民団体、事業者にとって、「社会資源」は「新しい公共」に参加する活動の源であり、未来を生み出す糧となるのです。

この条例は、市民、市民団体、事業者そして行政が自らの権利と責任のもとに対等な立場で協働し、「新しい公共」を創造するための理念と制度を定めるものです。

私たちはこの条例による制度を活用し、多くの市民、市民団体、事業者の参加により、一人ひとりの「私」を大切にしながら、共に育ちあえる、みんなが共生するまち大和市を実現していきます。

【解説】

・前文は、大和市独自の公共概念である「新しい公共」についてわかりやすく説明するとともに、そこには条例がつくられた背景、経過、条例をつくる意義、大和市の特徴、特性、条例案をつくった市民の想いが込められている。

・前文を要約すると次のように表現することができる。

『人の数だけ多様な「私」がいて、多様な価値観があります。誰もがお互いを尊重し、自由

で健やかに過ごせる地域社会であるために、市も、市民も、市民団体も、事業者も、対等に協力しあって、お互いに時間や知恵を出しあい、それを公開の場で検討しあい、「公」の課題を解決していく。それが、大和市の「新しい公共」という挑戦です。』

- ・この条例の基本となる概念「新しい公共」については、第2条の解説を参照。

(目的)

第1条 この条例は、市民、市民団体、事業者及び市の協働により、新しい公共を創造するための基本理念及び基本的事項を定め、もって多様な価値観を認めあう豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

- ・第1条は、条例の目的を定めている。
- ・「新しい公共の創造による豊かで活力ある地域社会の実現」を骨子とし、多様な価値観を認めあう視点を明らかにしている。
- ・前文で、基本概念である新しい公共を表現し、条例の意義について整理しているため、目的は簡潔な内容になっている。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

【解説】

- ・第2条第1号から第8号までは、用語の意義を定めている。

(新しい公共)

第2条(1) 新しい公共 市民、市民団体、事業者及び市が協働して創出し、共に担う公共をいう。

【解説】

- ・「新しい公共」はこの条例の基本概念であり、「行政だけに公共を委ねるのではなく、市民、市民団体、事業者、行政が、協働して創出し、共に担う」という考え方である。

【背景】

- ・地方分権改革が推進される中、「地域のことは地域で考え、地域で決める。そしてその責任も

自らが担う」(自己決定、自己責任)という考え方のもと、地域の特性や実情に沿った個性豊かなまちづくりを自らの責任において行うため、本市は平成12年11月1日、特例市となる。

- ・一方、「これまで主に行政が担ってきた公共を市民も共に担っていく」という新しい自治のあり方を創り出そうとする機運が市民の間で高まり、福祉・環境・教育・国際交流・街づくりなどをテーマにした社会的な活動(ボランティア・NPO等)が活発に行われていた。このような市民の多様な活動を背景に、大和市独自の公共概念として「新しい公共」を位置付けた。
- ・例えば、福祉の現場では、在宅介護、移送、保育、配食といったサービスなどが、多くのボランティアやNPOなどの手により、自らの使命感や意思により自主的に提供されていた。
- ・これらの市民活動は、サービスの担い手、受け手という関係を超えて、市民が地域の課題を自らの目でみつめ、自らの手で解決し、より豊かな生活につなげていこうという「新しい公共」を創造する動きであった。

(市民活動)

第2条(2) 市民活動 市民、市民団体及び事業者が行う自主的な活動で、次のいずれにも該当するものをいう。ただし、宗教及び政治に関する活動を主たる目的とするもの並びに選挙に関する活動を目的とするものを除く。

- イ 新しい公共に参加する意思のある活動
- ロ 多様な価値観を認めあう活動
- ハ 営利を目的としない活動

【解説】

- ・この条例における市民活動とは、市民、市民団体、事業者が行う「自主性」や「多様性」を尊重した活動で、「新しい公共への参加意思」、「多様な価値観を認めあう」、「営利を目的としない」という3つの要件に該当するものをいう。
- ・特に「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する」という公益性の要件よりも、「新しい公共への参加意思」、「多様な価値観を認めあう」という積極的な要件の方が「新しい公共」にはふさわしいという考え方で位置付けられた。
- ・定義では広くとらえ、具体的な仕組みでは、内容に応じてより具体的な要件を定め、対象を絞っていくという考え方である。

- ・市民事業（第2条第7号）、協働事業（第2条第8号）では、要件として「社会貢献性（公益性）」を加えている。
- ・このように定義で広くとらえた理由の一つとして、市民活動団体実態調査（平成12年8月実施）の結果があげられる。仲間内の活動580団体（趣味やスポーツなど自分や仲間のために行う活動、回答829団体の7割）のうち3分の1の団体が「チャンスがあれば社会的な活動を行ってみたい」と回答しており、社会的な活動への意欲が高い結果となっている。
- ・事業者が行う活動については、新しい公共をベースに、市民等、事業者、市の協力も存在するという考え方で市民活動に位置付け、市民事業（第11条）および協働事業（第12条）の具体的な仕組みなどを検討する今後の運用の場で、具体的に考えていくこととしている。

【イ 新しい公共に参加する意思のある活動】

- ・市民活動とは市民、市民団体及び事業者が自らの想いで活動に参加することが基本であり、協働により新しい公共を担おうという意思がない活動は対象としないという考え方である。

【ロ 多様な価値観を認めあう活動】

- ・新しい公共は、「私」を大事にしながら「公」を考えていくことであり、そのためには「多様な価値観を認めあう」ということが大変重要であることから、要件として位置付けた。
- ・「多様な価値観を認めあう」とは、相手の考え方を排除しない、考え方が違ってても、その違いをまず認めあおうということであり、協働を進めるために必要な考え方である。

【ハ 営利を目的としない活動】

- ・「営利を目的としない」とは利潤追求を目的とせず、活動によって得た利益や資産を構成員で分配しないということである。サービスの対価を受け取ることや、活動から利益を生み出すこと自体は特に問題はないとされている。
- ・また、スタッフの賃金は法人を運営していくための経費であり利益の分配にはあたらないとされている。
- ・物品の販売などの対価を得る事業については、その収益を本来の目的を実現するための活動に充当することでその活動の活性化につながるものとする。

【宗教活動、政治活動の制限について（ただし書）】

- ・宗教活動、政治活動の制限については、特定非営利活動促進法（NPO法）第2条第2項第2号の考え方に準じる。
- ・「主たる目的」として宗教・政治活動を行う場合は、この条例の対象とするのはなじまないが（宗教法人法や政治資金規正法などの法体系で扱うべき）、活動の「従たる目的」として行う

ことは差し支えないという考え方である。

- ・「選挙に関する活動を目的とするものを除く」のは、選挙の後援会などの活動をこの条例の対象とすることはふさわしくないという趣旨であり、従たる目的であっても対象とはしない。

【参考】

特定非営利活動促進法(NPO法)第2条

第2条 この法律において「特定非営利活動法」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一(略)

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

(市民団体)

第2条(3) 市民団体 市民活動を継続的に行う非営利団体をいう。

【解説】

- ・この条例における市民団体の要件として、「継続性」と「非営利性」を強調している。
- ・NPOの共通定義と言われる「正規の組織」、「非政府組織」、「自発的設立」、「自発的運営」、「非営利活動」及び「公益性」との関係では、自発性、非営利性は市民活動(第2条第2項)で定義していること、正規の組織は「継続的」という表現で読み取れるので、用語の意義ではあえて表現していない。

(市民等)

第2条(4) 市民等 新しい公共に参加する意思のある市民及び市民団体をいう。

【解説】

- ・この条例では、市民と市民団体をあわせて「市民等」と定義している。
- ・すべての市民と市民団体を対象とするのではなく、「新しい公共に参加する意思のある」という点を明示している。「参加する意思」を尊重するという点が重要である。

【市民とは】

- ・この条例でいう「市民」とは、大和市自治基本条例第 3 条第 1 号に定める「市民」を前提に、本条例では、「新しい公共に参加する意思のある」市民を対象としている。

[参考:大和市自治基本条例第 3 条第 1 号]

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。

- ・「者」は個人を指し、「もの」には個人のほか団体、企業等を含んでいる。

(事業者)

第 2 条 (5) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人で、新しい公共に参加する意思のある者をいう。

【解説】

- ・すべての事業者を対象とするのではなく、「新しい公共に参加する意思のある事業者」という点を明示している。
- ・事業者を企業だけではなく、コミュニティのなかの商店等も含めて幅広く捉えることが重要である。
- ・市民活動における事業者の位置付けは、第 2 条第 2 号に規定されている。

(社会資源)

第 2 条 (6) 社会資源 情報、人材、場所、資金、知恵、技等の市民活動を推進するために必要な資源をいう。

【解説】

- ・市民、市民団体、事業者、行政は、時間、知恵、資金、場所、情報、技などさまざまな資源を持っている。これらは、通常は自分たちのために使われているが、それを「社会に開き、みんなのために使う」ことで、その資源はみんなのものになる。
- ・この条例では、前文にあるように、新しい公共を創造する活動のエネルギーとして、社会に

開かれた資源を「社会資源」と位置付けている。

- ・第8条（社会資源の活用等）にあるように、社会資源の活用等を進めていくための場や機会を充実させていくことが重要である。

（市民事業）

第2条（7） 市民事業 市民等及び事業者が行う社会に貢献する自由で継続的な市民活動をいう。

【解説】

- ・市民事業の要件として、「市民等（市民、市民団体）、事業者が行う活動」、「社会に貢献する活動」、「自由で継続的な活動」を示している。
- ・第11条で市民事業の仕組みについて規定している。

（協働事業）

第2条（8） 協働事業 市民等、事業者及び市が、お互いの提案に基づいて協力して実施する社会に貢献する事業をいう。

【解説】

- ・協働事業の要件として、「市民等（市民、市民団体）、事業者、市が行う事業」、「お互いの提案に基づいて協力して実施する事業」、「社会に貢献する事業」を示している。
- ・第12条で協働事業の仕組みを規定している。

（基本理念）

第3条 市民等、事業者及び市は、相互理解を深めながら対等の関係で協力・連携し、新しい公共の創造に貢献する（以下このことを「協働の原則」という。）

2 市民等、事業者及び市は、協働の原則に基づいて市民活動を推進する。

【解説】

- ・第3条は、第1条（前文・目的）を受けて、基本理念を簡潔に表現している。
- ・なお、平成17年4月に施行された大和市自治基本条例には次のように、協働の定義及び協働の原則が謳われた。

【参考：大和市自治基本条例第3条第4号（協働）、第4条（参加及び協働の原則）】

協働 市民、市議会及び執行機関が、自主性を尊重し対等な立場で相互に補完し、協力することをいう。

参加及び協働の原則 市民、市議会及び執行機関は、自治を推進するため、それぞれの責務に基づいて参加し、協働することを原則とする。

【第1項：協働の原則】

- ・新しい公共を創造する取組みとして協働を謳っている（第1条）が、その協働を進めていくための原則として、協働の原則を定める。
- ・協働の原則とは、市民、市民団体、事業者、市が相互に理解し、対等の関係で、協力・連携して新しい公共の創造に貢献することをいう。
- ・この条例では、基本理念（第3条2項）、相互の信頼関係（第7条）、協働の拠点（第9条1項）、市の施策（第10条）、協働事業（第12条1項）で、協働の原則を引用している。
- ・「相互理解」については、市民、市民団体、事業者、市が協働を進めるにあたって重要となる信頼関係を^{はぐく}育むことが、第7条（相互の信頼関係）に謳われている。その信頼関係を^{はぐく}育むために、行動原理、事業内容、組織体制、職員の責務等、異なる主体が持つ特性を相互に理解することが必要とされる。
- ・行政は協働を進めるにあたって、市民と実質的な対等の関係を築いていくために、情報公開を行い、社会資源の提供をすることが必要である。（第6条、第10条）
- ・一方、市民等及び事業者は、自主性・自立性を前提とした多様な生活者の視点から生まれる知恵・経験を有している。このような異なる主体の持つ特性を認識し、資源を提供しあう中で、対等な関係を築いていくことが必要とされる。
- ・「新しい公共」については、前文で説明しているため、ここでは特別な記述はしない。

【第2項：協働を推進する主体】

- ・協働の原則に基づいて市民活動を推進する、という考え方を基本理念として明示している。
- ・市が市民団体を支援する、というだけの内容ではなく、みんな（市民、市民団体、事業者、市）で市民活動を推進するという考え方を示している。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、その自主性及び自己の責任に基づいて、新しい公共を創造するための活動を行う。

2 市民団体は、その活動に伴う社会的責任を自覚するとともに、開かれた運営を行い、当該活動への市民の理解及び参加の促進に努める。

【解説】

・第4条は、市民等の役割として、市民、市民団体の役割を定めている。

【第1項：自主性、自己責任の原則】

・市民等（新しい公共に参加する意思のある市民、市民団体）の一般的な役割を定めている。市民等が活動する場合に必要なものとして、自主性、自己責任の原則を謳っている。

【第2項：市民団体の役割】

・一般的な役割に加えて、市民団体に対して、社会的責任の自覚、公開性、活動に対する市民の理解・参加の促進に努めることを求めている。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、新しい公共の創造に関する理解を深めて、積極的に社会資源の提供に努めるとともに、その社会的責任に基づいて市民活動を推進する。

【解説】

・第5条は、事業者の役割を定めている。

・事業者も市民活動の担い手に含めること（第2条第2号）、新しい公共に参加する意思が前提にあること（第2条第5号）から、積極的な役割を位置付けている。その役割は次のとおりである。

(1) 新しい公共の創造に関する理解を深める。

(2) 社会資源の積極的な提供に努める。

(3) 社会的な責任に基づいて市民活動を推進する。

(市の役割)

第6条 市は、市民活動を推進するための総合的な施策を実施し、市民等及び事業者が新しい公共を創造するための環境づくりを行う。

2 市は、市民等との協議のもとに、市民活動を推進するために必要な情報の公開を徹底し、継続的な自己改革を進める。

3 市は、市の施策や計画等の策定に当たり、早い段階からの市民参加を促進する。

【解説】

- ・第6条は、市の役割を定めている。
- ・新しい公共の創造に向けて市が果たすべき役割は大きいですが、この条例では、次の3つを市の役割として定めている。第6条では基本的な役割を定め、第10条では市の施策について具体的な6項目を示している。

【第1項：総合的な施策の実施】

- ・「新しい公共を創造するための環境づくり（総合的な施策実施）」を定め、最も基本的な役割を示している。

【第2項：情報公開の徹底と継続的な自己改革】

- ・「情報公開の徹底と継続的な自己改革」を定めている。新しい公共の創造に向けては、市の情報公開と自己改革が欠かせないため、役割に位置付けられている。

【第3項：早い段階からの市民参加の促進】

- ・「早い段階からの行政活動への市民参加の促進」を定めている。「早い段階」とは、施策や計画等を検討する初期の段階から市民参加を促進する、という意味である。形だけの参加ではなくきちんと市民に参加の場や機会を開いていくということを示している。

(相互の信頼関係)

第7条 市民等、事業者及び市は、お互いの信頼関係を^{はぐく}育むために、協働の原則に基づいて、対話し、交流し、学びあう。

【解説】

- ・第7条は、市民、市民団体、事業者、市相互の信頼関係を定めている。
- ・新しい公共の創造には、市民、市民団体、事業者、市相互の信頼関係が重要であるため、基本理念、役割のほかに特に条項を設け、信頼関係を育むための対話、交流、学びあいを位置付けた。

- ・この相互の信頼関係は、常日頃からの対話、交流、学びあいにより培われるものであるため、何もおおげさなものではなく小さなやりとりを重ねていくことが必要である。

(社会資源の活用等)

第8条 市民等、事業者及び市は、それぞれが社会資源を活用し、創出し、提供する。

- 2 市民等、事業者及び市は、前項の社会資源の活用等を進めるために、自発的な意思表示が可能な場や機会の充実に努める。

【解説】

- ・第8条は、社会資源の活用等（活用、創出、提供）について定めている。
- ・社会資源は前文で基本的考え方が盛り込まれ、第2条第6号で定義づけをし、第8条でその活用等について定めている。
- ・前文にあるように、「『社会資源』は『新しい公共』に参加する活動の源であり、未来を生み出す糧となる」ものであるため、本条では、個々の資源を社会資源として、活用、創出、提供していく場、機会やルールなどを充実していく必要があるという考え方を示すものである。

【第1項：社会資源の活用、創出、提供】

- ・社会資源の活用、創出、提供について位置付ける。
- ・社会資源を豊かにしていくために、各々の所有するさまざまな資源（情報、人材、場所、資金、知恵、技など）について、できる範囲でみんなのために活用すること・新しく創り出していくこと・みんなで提供しあうこと、という考え方を示すものである。

【第2項：自発的な意思表示の場や機会の充実】

- ・社会資源の活用等を進めるためには、新しい公共への参加や自らの資源の提供等について自発的に意思表示できる場や機会が重要なことから、その内容を規定している。
- ・協働の拠点（第9条）をはじめとして、様々な参加や協働の場、機会を充実していくことが必要である。

(協働の拠点)

第9条 市民等、事業者及び市は、協働の原則に基づき、それぞれの役割分担に応じて、社会資源の充実に図るための協働の拠点（以下「協働の拠点」という。）を設置し、その充実に努める。

- 2 協働の拠点は、原則として市民等がその運営を担う。

【解説】

- ・第9条は、協働の拠点に関する基本的事項について定めている。
- ・協働の拠点に関する基本的事項を位置付けている。
- ・拠点の多様性を重視し、拠点はひとつに限定せず、中心的な拠点（市民活動センター）を核としてさまざまな内容の拠点間のネットワークの充実に努めていくとしている。
- ・市民自らが運営を行う、という考え方を位置付けている。

（市の施策）

第10条 市は、協働の原則に基づいて次に掲げる施策を推進する。

- （1）新しい公共の創造に関する市の施策の体系化を進めること。
- （2）施策の実施に当たり市民等との協働を進めること。
- （3）市職員に対して新しい公共の創造に関する啓発や研修等を行うこと。
- （4）協働の拠点が機能するよう、必要とする市の社会資源を提供すること。
- （5）この条例に基づく施策の実施状況について公表すること。
- （6）前号に定めるもののほか、行政評価の結果及び施策の実施状況に関する行政情報を公開すること。

【解説】

- ・第10条は、新しい公共の創造に向けて推進すべき市の施策について定めている。
- ・新しい公共の創造に向けて、協働の原則（第3条第1項）に基づいて推進する市の施策として6項目を位置付けている。
- ・幅広い内容が盛り込まれているが、市民提案による条例の特徴の一つである。

【第1号：施策の体系化】

- ・市の施策は、総合計画を基本に体系化され実施されているが、この規定は行政計画に基づく体系化というよりは、新しい公共の創造に向けた市民の側・参加や協働の現場から見た施策の見直し・体系づくりを進めることを定めたものである。
- ・このような市民活動と市の施策との調整を、時間をかけて整理していくための根拠規定とするものである。

【第2号：施策実施における協働の推進】

- ・具体的な施策の実施において、協働事業（第12条）などをはじめとした市民・市民団体と市との協働を進めることを定めたものである。

- ・「市の施策や計画等の策定への早い段階からの市民参加（第6条第3項）」が市の役割として位置付けられているが、施策の実施段階においても具体的な協働が重要なことから、市の施策として盛り込まれたものである。

【第3号：市職員に対する啓発や研修】

- ・新しい公共の創造に向けては、実際の現場で仕事をする市職員の協働に対する理解が重要であることから、市職員に対する啓発や研修を行うことを定めたものである。
- ・啓発や研修にあたっては、相互の信頼関係（第7条）にあるように、市民や市民団体と対話や交流をしながら、お互いに学びあえるような方法が求められている。

【第4号：協働の拠点への社会資源の提供】

- ・協働の拠点（第9条）が機能するように、場所、情報、資金等の市の社会資源の提供について定めたものである。
- ・第9条では、市民、市民団体、事業者、市がそれぞれの役割分担に応じて、さまざまな拠点を設けていくことが謳われているが、特に中心的な拠点（市民活動センター）は、市の社会資源の提供が重要となることから位置付けられている。

【第5号：条例に基づく施策実施状況に関する公表】

- ・この条例は運用が重要であり、そのためには、条例に基づく施策がどのように実施されたかをチェックし公表していくことが求められることから定められたものである。

【第6号：行政情報の公開】

- ・市の役割（第6条）で、「市民活動を推進するために必要な情報公開の徹底」が定められているが、それを受け、行政評価の結果や市の施策全般に関する行政情報の公開が位置付けられている。
- ・市民、市民団体、事業者、市の協働により新しい公共を創造していくためには、情報の共有をいかに行うかが重要となるなかで、現在のところ社会資源が多く集まっている市の情報公開が特に求められることから、第6条第2項と第10条第6項が設けられたものである。
- ・自治基本条例第20条（行政評価）及び第22条（情報公開）が定められる以前から、その重要性を認識し、本条例で規定したものである。自治基本条例が制定された後も、その内容の重要性から本項を残している。

(市民事業)

第11条 市民等及び事業者は、誰もが生き生きと暮らせる地域づくりのために、自主的に市民事業を行う。

2 市民事業を行うに当たり市民等及び事業者は、前項の目的達成のための交流や市との連携を望む場合に、その自主性に基づいて市長に届け出ることができる。

3 市民等、事業者及び市は、社会資源を必要とする市民事業に対して、それぞれの役割分担に応じて社会資源を提供するよう努める。

【解説】

- ・第11条は、市民事業の基本的事項について定めている。
- ・本市では、福祉、環境、教育、国際交流など幅広い分野で、市民が独自に行う社会貢献活動が行われているが、これらの市民事業は、市民が自分たちの想いを実現するために自由に行う事業であるため、規則等で細かく内容を定めることはしていない。
- ・そのため、条例で基本的事項を定め、具体的な仕組みについて検討が必要な場合は、市民の意見を聴きながら、市民、市民団体、事業者と市との協働で、これまでの市民事業の実績を踏まえて検討することとしている。

【第1項：市民事業の目的】

- ・市民事業は、「市民等及び事業者が行う社会に貢献する自由で継続的な市民活動（第2条第7号）」と定義されているが、それに加えて「誰もが生き生きと暮らせる地域づくりのために行うこと」「自主的に行うこと」という点を明示している。

【第2項：市長への届け出】

- ・市民事業を行う場合に、市民、市民団体及び事業者との交流や市との連携が必要になることや、交流や連携を進めることで、より効果的に事業が実施できる場合がある。
- ・そこで、交流や市との連携を望む場合には、市長への届け出を行うことができる旨を定めたものである。
- ・この届け出は、市の管理的色彩を帯びたものではなく、自主性を尊重した仕組みとする必要がある。

【第3項：市民事業への社会資源の提供】

- ・市民事業に対する情報、人材、場所、資金、知恵、技などの社会資源の提供について定めたものである。

- ・社会資源の活用、創出、提供については第8条で基本的事項を定めているが、市民、市民団体、事業者、市がそれぞれの役割分担に応じて、市民事業への「社会資源」の提供に努める、という点を明示している。
- ・市としては、事業の独自性を尊重しながら、情報や場所（協働の拠点：市民活動センター）をはじめ補助金等、必要な社会資源の提供を進めることが必要である。

【市民事業の例示】

- ・非営利のリサイクルショップ運営、非営利のコミュニティーレストラン運営、・非営利の市民福祉事業（単身高齢者等への弁当配食、家事援助、子育て支援等）などがあげられる。

（協働事業）

- 第12条 市民等、事業者及び市は、協働の原則に基づいて協働事業を行うことができる。
- 2 協働事業の実施に当たっては、市民等、事業者及び市長の間で当該事業に関する基本的事項を定めた協定を締結する。
 - 3 協働事業を行おうとする市民等及び事業者は、市長に登録する。
 - 4 前項の規定により行った登録は、市長が規則で定めるところにより取り消すことができる。
 - 5 協働事業の内容等については、協働の原則に基づいて別に定める。

【解説】

- ・第12条は、協働事業の基本的事項について定めている。
- ・協働事業（第2条第8号）とは市民等、事業者及び市が、お互いの提案に基づいて協力して実施する社会に貢献する事業をいう。
- ・協働事業について、次の5点を定めている。
 - （1）協働の原則（第3条第1項）に基づいて事業を実施すること（第1項）。
 - （2）事業に関する基本的事項を定めた協定を締結すること（第2項）。
 - （3）事業実施のために市民、市民団体、事業者が市に登録すること（第3項）。
 - （4）第3項の登録は、市長が規則で定めるところにより取り消すことができること（第4項）。
 - （5）具体的な仕組みの内容は、協働の原則に基づいて別に定めること（第5項）。
- ・福祉や環境や生涯学習などさまざまな分野で市民団体と市との協働は進んでおり、既に協働事業に位置付けられるような事業も行われているが、市からの発案だけではなく市民や市民団体からの事業提案制度を取り入れること、公開性を重視すること、といった点をきちんと

制度化することにより、具体的な協働事業推進のための環境づくりを行うものである。

- ・ 協働事業に関する具体的な仕組みについては「別に定める」(第5項)とあるように、市民の意見を聴きながら、市民、市民団体、事業者と市との協働で検討を行う。その際は、サービスを受ける利用者の視点にたった検討が必要となる。

【第3項、第4項：協働事業の登録】

- ・ 協働事業の登録に関する基本的事項を定めている。
- ・ 協働事業を行おうとする市民、市民団体、事業者は、事前に市長へ登録する点を明示している。
- ・ 市民活動の定義は広くとらえ、具体的な仕組みでは、内容に応じてより具体的な要件を定め対象を絞っていく、という考え方を受けて、一定の登録要件を定めている。
- ・ 登録の取消しに際しては、行政手続法との関係から、取消しの要件を規則で明示する点を盛り込んでいる。

[参考:大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例施行規則第3条(登録)、第6条(登録の取消)]

第3条 条例第12条第3項の規定による登録を申請しようとするものは、協働事業団体登録申請書又は協働事業個人登録申請書により行うものとする。

2 市長は、条例第12条第3項の規定により協働事業を行おうとする団体から登録の申請があった場合において、当該団体が次の各号のいずれにも該当するときは、当該団体を登録するものとする。

- (1) 条例第2条第2号に規定する市民活動を行う団体であること。
- (2) 代表者を含め3名以上の役員を有すること。
- (3) 大和市内で活動していること又は活動する予定があること。
- (4) 規約、会則等を有すること。
- (5) 予算及び決算を示すことができること。
- (6) 原則として、1年以上継続して活動していること。

3 市長は、条例第12条第3項の規定により協働事業を行おうとする個人から登録の申請があった場合において、当該個人が次の各号のいずれにも該当するときは、当該個人を登録するものとする。

- (1) 条例第2条第2号に定める市民活動を行う個人であること。
- (2) 大和市内で活動していること又は活動する予定があること。
- (3) 原則として、1年以上継続して活動していること。

4 市長は、前2項の規定により登録の適否を決定したときは、協働事業登録決定通知書によりその旨を申請し

た団体又は個人に通知するものとする。

第6条 条例第12条第4項の規定による取消しは、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

(1) 第3条第2項各号又は第3項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

(2) 申請事項が虚偽のものであることが判明したとき。

(3) 登録者の活動停止、登録者の活動目的の変更等の理由により登録者から取り消しの申出があったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、条例第12条第4項の規定により登録を取り消したときは、協働事業登録取消通知書によりその旨を通知するとともに、取り消した事実を公表するものとする。

【協働事業の例示】

・公の施設の管理運営(市民活動センター、大和市立渋谷中学校等) 市民を対象とした調査(市民意識調査等) NPOを中心に実施した方が効果的・効率的であると思われる事業(子育て支援事業、移動制約者の外出サービス事業)などがあげられる。

(市の施策や計画等への提案)

第13条 市民等は、新しい公共の創造に関する市の施策や計画等に関する意見又は協働事業について、市長へ提案できる。

2 市長は、前項の規定による提案があった場合は、その内容を検討し、当該提案をした市民等に対し、検討の結果について説明するものとする。ただし、協働事業の提案については、大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の規定に基づき設置された大和市協働推進会議の意見を聴かなければならない。

【解説】

- ・第13条は、行政活動への参加に関する具体的制度として、市の施策や計画等への提案について定めるものである。
- ・「新しい公共の創造に関する」行政施策や計画等に市民提案を反映させる制度のひとつとして、提案制度を位置付ける。
- ・市の提案内容検討義務・検討結果に関する説明責任、協働事業提案に関する大和市協働推進会議からの意見聴取の内容を規定している。
- ・既に、市議会への請願・陳情や広聴制度の一環としての「わたしの提案」などの提案・要望制度があるなかで、手続きに時間がかかるこの制度を設ける理由としては、次の点があげら

れる。

- (1) 多くの意見表明・提案の場やルールを用意することにより、市民の選択肢が広がること
 - (2) 公開性を重視した仕組みであるため、客観性・透明性が保たれること
 - (3) 検討結果に関する行政の説明責任を位置付けることにより、市民と行政が対話をするきっかけとなること
 - (4) 協働事業（第 1 2 条）の提案として広がりを持たせることができること
- ・提案制度の具体的内容については、他の提案制度や審議会等との整合性を考えながら、市民事業や協働事業など他の仕組みとともに、市民の意見を聴きながら、市民、市民団体、事業者と市との協働で検討することとしている。

（委任）

第 1 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

- ・第 1 4 条は、条例の施行に関して必要な事項は別に定めることを明示したものである。

附 則

この条例は、平成 1 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年条例第 2 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正）

- 2 大和市附属機関の設置に関する条例（昭和 3 3 年大和町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

大和市協働推進会議	大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例（平成 1 4 年大和市条例第 2 0 号）第 1 3 条第 1 項の規定による協働事業の提案につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。	7 以内
-----------	---	------

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中第56号を第57号とし、第19号から第55号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 協働推進会議の委員

第2条第1項中「第55号」を「第56号」に改め、同条第2項中「前条第56号」を「前条第57号」に改める。

別表中第55号を第56号とし、第19号から第54号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次のように加える。

19	協働推進会議の委員	日額	8,900
----	-----------	----	-------

【解説】

- ・本条例の当初の施行は平成14年7月1日であるが、平成20年9月29日に条例の一部改正が行われ、同日施行とする。
- ・大和市協働推進会議を地方自治法に基づく附属機関に位置づけるため、「大和市附属機関の設置に関する条例」の一部を改正する。
- ・大和市協働推進会議の委員は、附属機関の委員として非常勤特別職であるため、「大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正して報酬の額を定める。